

間労働でございます。一昨年四十三時間十二分でございましたものが、昨年は四十二時間半と四十二分短縮されております。したがって、週休二日制が実施された場合、職員の労働時間は漸進的に短縮されていくのではないかと思います。ただ急激な週休二日制を実施したと仮定いたしましたとしても、急激な職員の増員だけは食い止めなければいけないと考へてゐるわけでございます。

○企画財政課長（上野重勝君） 御指摘をいただきました内容でございますが、まず先ほどの超過負担の関係で四十八年度と四十九年度の説明を申し上げましたが、これは同時に実施いたしました本体工事そのものの工事費から補助金を差し引いたずばりの金額でございしますので、単価差あるいはまた数量差、それに同時に実施をした一部対象差というものもあるかと思ひます。単に門だとかへいだとかという別個に工事をしたものにについては含まれておりません。

それから工期につきましてちょっと厳しい御批判をいただきましたが、今後は担当課長とともに工期について順守するよう努力いたします。

と思ひます。

市長（石川常太郎君） 自席でお許しただきます。

御質問はなかつたかと思ひますが、四十九年度より五十年年度のほうに事業が多くございまして非常に心配されてゐると、私も非常にありがたい御質問でございましてお礼を申し上げます。四十九年度より五十年年度のほうに事業が多くなつて、実は私も人一倍気が短いほうでございまして、憤満やる方なく連日のように足を運んで、むしろけんかをしてゐるといつのがいいかもしれませんが、そのようなことで連日を送つてゐるわけでございます。防衛の肩を持つわけではございませんけれども、ことしは法律が変わりましたの新しい年で、いろいろ解釈の問題から、こういうものを入れていいか悪いかというむずかしい点ができたところでございます。それでございしますから、ことしはいままでのように満額獲得ということではなく少しくれということならよくて、もう一つは余計なことを下突ばつてゐるわけでございます。そうしますといろいろ規則等あるいはいままでの申し合わせ等に抵触するところが出まして、

新しい解釈をしなければならぬというものが非常に多くあるそう
でございます。そういうことでことは時期が非常に遅れているそう
です。本日御質問をいただきまして私も非常にありがたく、おれ申
し上げる次第でございます。そういう議員各位の意のあるところを十
分防衛側に伝えられるということは私も力強いわけですが、
次に工事の遅れ等につきましては担当課長から話がございますが、
最終的に私がいけないということでございます。重々これから戒め
まいりますので、よろしく御指導賜わりたいと思つ次第でございます。
○建設課長（黒田 登君） 鍋二踏切の整備の見通しの御質問でございます
が、現在まで協議してまいりました線で何ら変更事項がございません
で、先般申し上げましたとおり十月着工の十一月完成の予定でございま
す。

○都市計画課長（浅見裕康君） お答え申し上げます。
定かではございませんけれども、年間四十九年度は三回から四回だと記
憶しております。

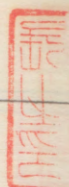
内容いたしましたしましては、仮換地指定変更等も若干加わりますが、その
つと裁判を含めましてその経過等について御報告申し上げ御協議を申
し上げてあります。

進展度合につきましては、先ほどおふれましたように、反対の理由と
いうのが、第一点として法の違憲性——区画整理そのものが憲法違反だ
ということ指摘しております。その他区画整理区域の問題、都道を
区画整理で行なうことについては不満であるということ、言うなれば一般の
区画整理事業で施行しております事項についても、やはり先ほどおふれまし
たように、当初の感情のもつれ等が尾を引いているというふうに考えてお
ります。結果的に主として抽象論が多いということでございます。審
議会に相談するといいたしまして、それらをどのような形で対処して解
決していくか。それから要望を受け入れられるかどうかという点に對し
ましては、実際の問題として先ほどおふれましたように、区画整理
というのは全体で換地計画のもとに実施したとございまして、実際に
それらの要望を入れることは實際的に不可能な面がほとんどであらう

と思います。

そのようなことで一応審議会委員さんには極力機会をみまして、反対されていく権利者の方々と話しをしていただくよう御要望申し上げていくわけでございまして、実は昨日も行ないまして、私からそういった提案をさらに申し上げたわけですが、最終的に日を定めまして、反対されていく方々と審議会委員の全員、地元関係、施行者関係等で合同で話し合いをいたしまして、何らかの解決の糸口を見い出していきたいと考えております。

○庶務課長（生子国利君） 最後の市営住宅の問題でございしますが、市営住宅の取り壊しにつきまして、これらが進展していかないという状況でございします。実は二月にこれにかかたわけですが、その際、実力阻止をくったわけですが、これはやはり根本的には払い下げの期待感が確かにあったのではないかと。これが十二月議会の陳情の際にもこれらが盛り込まれ、議会側としてはこれを不採択としております。その後私も伺いたしましては、やはり全般的にはきりした線をあらわさなければならぬと



いうことで、実は二月二十五日に、全世帯に対する基本的な方針を広報で流しております。それにははきりと払い下りたしないということをやったってございまして、それらがはきりとした巾の態度と、これから臨む方法であると考えております。これらが出ておりますので、ある程度御納得を得たものと思います。さらにその前にも、着工と同時に去年の七月に今後の市営住宅の方針について各世帯に周知してございしますが、陳情あるいは東京都の公住連とかへ加へし、払い下げかどうなんだという期待感が確かにあるのではないかと思いますが、広報によろある程度基本的な線がふたと解釈しておりますので、これから徐々に進めたいと考えております。

それから中止の点につきましては時期的な関係もございしますし、また、中には都営住宅資金に申し込みをしていきたいという方法もございします。それらを刺激してはならないという考え方から、都営住宅が五月から申し込みが開始されておりますので、現在二戸申し込みをしております。これは当然借りられるという点で、今後自力転出するようなことにな

るのではないかとありますが、それらを助案いたしました。一応それらの方の配慮も考え、中止してございます。

○十七番(関 米吉君) いずれにしても市営住宅の問題、加美平の問題、そして熊川の踏切の問題等、長い間の歴史をたどってきているわけですね。いたしまして、三ついた問題がなるべく早期に解決されるようにお願いしたい。また、市営住宅の問題等は非常に長期にわたる計画があるわけですから、一つこの点についてはさらに努力していただきたいと思えます。

それから助役さんにお尋ね申し上げました「四の委任事務はだいたい百くらいじゃあないか」というお話のようでございますけれども、自治省等では全国で七百八十二という数字があります。これは、これについても上野課長のおぞえの超過負担の問題とおわさし資料の提出を求めようというのです。議長、引き続きましてそういうことで超過負担の問題については、なお資料の提出がないとこれ以上の質問を続け、わけにはまいりませんので、本会期中に資料の提出を要

求し、資料が提出されるまで質問を留保いたしますのでよろしくお取りはからい願いたいと思えます。

○議長(貫井喜代次君) 午後三時三十五分まで休憩いたします。

午後三時二十二分 休憩

午後三時三十五分 開議

○議長(貫井喜代次君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に十番 指田保雄君

(十番 指田保雄君登壇)

○十番(指田保雄君) 貴重なお時間をお許しいただき心から感謝いたします。とともに、市長はじめ理事者、職員の皆さまの日ごろの市政運営に対して敬意を表するものでありますが、この武蔵野の面影を色濃く残す福生市を誇りに思い愛する一人として、先に通告いたしました身体障害者福祉問題並びに義務教育費の問題について若干の質問を行なわせていただきます。

まず第一番に、心身障害者及び心身障害児に対する問題に対して
お伺いいたします。

五十年年度施政方針を拝見いたしますと、市長は個々の市民がみず
からの力でなし得ない、あるいはなしにくいものはわづらう処理すること
が原則であります——と述べられております。総論としては私も全
く賛成であります。それでは個々の市民がなし得ないものとは何か。福
生市に必要なものは何かと考えたときに、私の頭の中に浮んでくるものは心
身障害児に対する福祉施設でございます。

現在福生市で掌握している人数は、三歳以上十九歳まで五十二名いると
聞き及んでおります。障害の一番多いのは肢体不自由児、いわゆる小児
麻痺の児童であります。しかしながら市に届けをしていない家庭も
あり、その他の障害児をあわせますとこの数字は相当数ふえるので
はないかと思われれます。この五十二名の児童の父兄、また隠れた障害
児の父兄の苦しみを思うとき、筆舌に尽せないものがあると推察され
ます。はたして将来自分たちの子供が安心して生活を送ることがで

きるのか。自分に事故があったとき、この子供はどうなるのか。まだ市内に
こういった施設がないために、市民の中には一歳の子供を保育園に預け、

三歳の子供を連れて毎日小平市にある施設まで通園させている方もござ
います。その他の方々も他市へ通園させたり寄宿させたりということ
で、その経済的、肉体的、さらに精神的苦しみはまことに察するにあ
まりあります。これはわが市の例ではございませんが、こういった苦しみの
中で生きるすべを失った人が不幸にも選ぶ道はあまりにも悲惨であり
ます。この世の中で一番尊いといわれる人の命、何ものにもかえがたい、
地球よりも重いとされる生命をみずから断つという事態にまで発展
してあります。さらに一月二十日の新聞には、小児麻痺の子の前途を
苦しめた親が無理心中をはかた事件が報道され、また同じ紙面に、父
親が病氣と借金を苦しめて二人の子供を道連れに心中した事件も報
じられておりました。ともに心身障害児ゆえの被害であります。また、
つい先日新聞には、支店長に栄転が内定した銀行員が、妻が出産の
ために入院中に、障害のあるわが子を餓死させた鬼気迫る事件が、

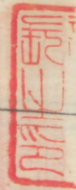
また、今月七日の朝日新聞にも同じような事件が三件も報じられております。まことに残念なことであります。悲しみに耐えませんと同時に、心の底から怒りがこみ上げてまいります。親が悪いのでしようか。世の中が悪いのでしようか。また政治の欠陥なのでしようか。一人苦しむことがたまたまでございます。この種の事件でマスコミに報道されるのは氷山の一角でありまして、年間かなりの数にのぼっているものと思われれます。まさに福祉の無策が生み出した非常に悲惨な例であろうかと思われれます。私は市政に参加した一人としてこの問題を深く考えさせられました。政治は一人の困った人がいると、その人をどのようにして救うか。このことが一番大切な原則であると思っております。また、市を愛する市民の一人として、わが福生市からこのような悲惨な事態を何としても未前に防かなければならないと深く決意しているものでございます。幸いにも福生市においては、市長はじめ理事者各位の市政に対する暖かい御配慮を得、長期計画の一端にこれらの方々に対する問題を取り上げられ、福生市の必要施設として年齢前の身障者、精進者通園施設

及び身体障害者福祉施設の建設がうたわれていることは、市民の一人として最大の喜びであります。しかし絵に書いたもちのたとえどおり、計画のための計画であるならば百害あって一利もないであります。

今後の心身障害者の福祉の進め方とも、この趣旨の施設の建設についての時期、また構想等何年計画で進められるのかわかりましたら具体的に御答弁をいただきたいと望むものであります。

次に義務教育費の私費負担の軽減についてであります。御承知のとおり、日本国憲法第二十六条において、すべて国民は法律の定めるところにより、その能力に応じて広く教育を受ける権利を有する。すべて国民は法律の定めるところにより、その保護する子女に教育を受けさせる義務を負う。義務教育はこれを無償とする……と明確に規定されているわけですが、憲法は世論法であるがゆえに、その宿命として時代により解釈に微妙な差が出てくるのはいかなめない事実であります。その最たるものが第九条ではないかと思えます。それはさておき……、この第二十六条の「義務教育はこれを無償とする……」と

の条文に對して、積極的に善意に解釈して、空文化を極力避けなければならぬと考えます。こういふ観点から、参議院の公明党の主張により、義務教育用の教科書の無償配布が実現したわけであり、ます。ところで現在の義務教育における私費負担の増加はどのような事態になっているのか。文部省がまとめた父母の支出した教育費の調査によりますと、十六都道府県の小中学校それぞれ百六十校、その他高等学校に對して四十八年四月から四十九年三月までの一年間の調査の結果、公立の場合、父母が支出した児童生徒一人当たりの学校教育費は、小学校三万四千百九十二円、中学校四万五千百四十四円となっております。十年前と比較するとそれぞれ三倍になっております。都の調査に含まれていない学習塾等の費用を入れると、父母の教育費負担は年々増大し、家計に与へる影響は深刻な事態になっていることと想われます。同様に調査統計課でも、四十九年度は教育費等の値上かりで父母の支出した教育費はかなりふえているはず、調査をするのがこわいぐらいだといったような現状であります。



このような中で、市長の教育に對する熱意を私も十分周知いたしております。その証拠として、五十九年度施政方針の中にうかがい知ることができます。少し長くなりますが、引用させていただきます。「福祉と銘うっての住民負担の軽減や施設の充實が、無反省、無情緒の欠陥人間をつくつてしまつてよいものではありません。個々に自分でできることはまず自分でやるべきであるという人間としての良識の問題が根本であると思ひます。市政のになうべき分野のとりえ方としては、個々の市民が、みずからの力ではなし得ない。あるいはなしにくいものをかゝつて処理することが原則であります。この考えに立ちなれば、今後の福祉のあり方としては安易な住民要望との迎合は一考を要するものと考えらるものであります。ここに福祉問題の背景として人間の心の持ち方というものが大きなウエートを占めております。教育の果たす役割がきつめて重要になつてくると考えるのであります」と、教育の重要性をうたわれております。市長がここで言われた行政とは、私は教育委員会法第一条の「教育は人格の完成をめざし、平和的な国家及び社会の形成者と

して真義と正義を愛し、個人の価値を尊び、勤労と責任を重んじ、自主的精神に満ちた心身ともに健全な子供の育成を期して行なわれなければならない」とうたわれた教育のことであると理解いたしてあります。学校教育法、社会教育法等関連法例がございますが、その教育の目的は、おおむね基本法第一条の目的を達成することにあるわけであり、三つ子の魂百までもということわざがありますが、人格形成の上で小学校、中学校の、いわゆる義務教育が果たす役割ははかりしれないウエイトを占めているのではないかと考えます。先ほども問題になりましたが、大きな社会問題になっている青少年の非行化が芽ばえるのもこの時期であり、また、将来に対しての進路目標等を選択する力がついてくるのもこの時期ではないかと思えます。

市長のお考えどおり、教育こそ人づくりの基本であり、将来の人材育成のためにも、これからの福生市また日本のためにも全力を傾けなければならぬ事業であります。市長はじめ職員の方々の努力により、当市における学校施設等は決して他市に対して遜色ない施設であると思いま

す。また、本年度実施された小学生八百円、中学生千円の副教材費補助は市民にたいへん喜ばれ感謝されております。まさに血の通った行政が行なわれている証拠であると考えます。しかし市長さん、他市の例で

非常に恐縮ですが、秋川市においては四十九年度より修学旅行の費用に対し、小学生一人二千二百五十円、中学生一人一万円の補助を行ない、五十年度においてはそれぞれ二千七百五十円、一万二千五百円の補助をきめております。また、羽村町では四十八年度より修学旅行費の公費全額負担を実施しております。ちなみに四十九年度の実績は、小学校四百名に対して一人四千四百四十円で百七十八万円、中学生三百六十七名に対して六百四十二万八千四百八十五万円の負担を行なっております。父兄の教育費負担軽減に大きな貢献を果たしております。

当市におきましては、さらに血の通った行政を一步進め、児童生徒に対して大きな影響を与える教育費の父兄負担軽減のために、修学旅行費の公費全額負担の実施を強く望むものですが、市長のお考えをお聞きいたします。

次に教育長に中学校のクラブ活動について若干伺います。

課内クラブ活動は週一時間あるわけですが、内容は文化部と運動部に大別されると思いますが、特に運動部についての生徒の不満度、または満足度の意識調査を行なったことがあるか。もし行なっていればその内容をお聞かせ願います。

また、その結果に対して対応策を行なったのかもあわせてお願いいたします。

また、これに関連して課外クラブについて、市内三中学校の現状をどのように分析をされているか率直な意見をお願いいたします。

以上の点について市長はじめ担当課長から明確なる御答弁を求めまして私の一般質問といたします。

(市長 石川常太郎君登壇)

○市長(石川常太郎君) 指田議員さんの御質問にお答え申し上げます。

最初に身体障害者の福祉の問題でございまして、施設の建設の御要望の点でございしますが、私も確かに施政方針におきまして、市の

行政分野は、個人ではなし得ないものをなすんだということを申し上げてございまして、そのとおりでございします。特に身体障害者の方は非常にお気の毒でございまして、同情の念を禁じ得ないわけでございします。たゞいま施設はございせんけれども、福祉事務所長が懸命にいろいろの点について努力しているところでございします。

ところで、建設はいつするかということでも、御承知のような貧弱な財政でございまして、本来から申しますと、このような施設は国あるいは都でつくっていくたぐのがたてまえではないかと思ひます。市が持てれば一番いいわけですが、御期待に沿いかねるわけで、現在いつ、何年後ということは申し上げられない段階でございします。しかしたいへんお気の毒なことでございしますので、身障とか心身の方についてはできるだけ早く何とかしなければならぬということを根底には私も持っております。

実は福生市も生まれながらでございまして、ようやくしてことしかう全体のための福祉の建設が始まると、もちろん市民会館等につきましては福祉行政のうちと考へておりますけれども、まだ図書館とか公民館を

これからつくらなければならぬわけで、まずそれが一通り終わってからでないと、ほんとうに申しわけないんですが、そういうものに手をつけられないだろうと考えております。なるべく早く市の最終限度の施設をつくり、そして良好な都市環境をつくり、福生に生活されている市民の方々が、精神的にも肉体的にも安心した生活が営めるようにしたいと考えております。

先に東京都の民生局長をやめられた縫田さんともお会いしたんですが、結局、つまるところ、福祉とは人材の養成なんだということを言われました。ケースワーカーであるとかという方ばかりでなく、いろいろの指導者の養成をしなければ福祉というものは本来始まらないんだということをよく言われるわけです。それはもちろん建康な方の福祉、またお弱い方の福祉と両方あわせたいものと思いますけれども、私も実はそのように考えたこともございまして。なるべく早く施設をつくり、なるべく指導者もよけいに養成していくことが一番初めにやるべきことを考えております。全体のための福祉というものも当然考えなければなりません。第一、自治体があるとは

いうこと自身、国があるということ自身福祉をするということでもございまして、取り立てて福祉をするということとはむしろおかしいと思っております。たいへんわかりにくかったと思いますが、四万五千の健康な者を含めての全体の福祉の増進のために、市のあるべき最低限のいろいろの施設は早く持ちたいと、ふつうある一般的なものとはかく五、六年のうちには何とかやりたいと実は考えられている次第でございまして、それらができ上がりましたからそういう希望のようなものに取りかかっていく段階にあると、また、そういうものができましたら晩には、財政的にもできるような事態になるだろうと考えているわけでございます。たいへん申しわけないのですが、建設の考え方はそのようなことでございます。

また、五、六年のうちに何か建てたいと申し上げましたが、これは少々言い過ぎでございまして、議会にいろいろ相談いたし、議会側の御協力と御指導がなければできないことでございますので、議会側の十分な御指導をいただきたいと思う次第でございまして、

現在いろいろやっておりますので、福祉事務所長から説明をいたさ、